

Weekly Report

第687号
令和5年2月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

経営者保証に依存しない融資に向けた施策

経産省・金融庁・財務省は、経営者の個人保証（経営者保証）に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を取りまとめた「経営者保証改革プログラム」を昨年末に策定し、次のような施策が今後行われます。

◎スタートアップ創出促進保証の創設……創業予定者や創業5年未満の法人などを対象に経営者保証が不要な新しい保証制度「スタートアップ創出促進保証」が本年3月中に開始します（保証限度額：3500万円、保証期間：10年以内、保証料率：創業関連保証の保証料率に0.2%上乘せ）。なお、利用者は原則、法人設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります。

◎金融機関が個人保証を徴求する手続きの監督強化……金融機関の監督指針を改正し、本年4月から金融機関は経営者等と個人保証契約を締結する場合に、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」を個別具体的に説明し、その結果等の記録が求められま

す。また、金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置します。

◎信用保証制度において経営者保証の提供が選択できる環境整備……令和6年4月から、①経営者保証ガイドラインの要件（*法人・個人の資産分離、*財務基盤の強化、*経営の透明性確保）のすべてを充足していない場合でも、保証料の上乗せ負担により経営者保証の解除を選択できる保証制度を創設、②流動資産担保融資保証制度（ABL保証）における経営者保証の徴求を廃止、③プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に融資の一部に限り借換を認める保証制度を創設します。

上場株式等に係る申告を行う場合の注意点

上場株式等の取引について、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合は原則、確定申告は必要ありませんが、譲渡損失の繰越控除などを適用する場合は、確定申告が必要となります。

特定口座（源泉徴収あり）で申告しない場合は、譲渡益等がいくらかでも配偶者控除や扶養控除などを判定する「合計所得金額」には含まれないため問題はありませんが、繰越控除の適用などで申告した場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため配偶者控除等に影響が出る可能性があります。

なお、譲渡益等から繰り越している損失を控除するために申告した場合、合計所得金額には繰越控除前の金額が加算されます。

★★★3月のチェックポイント★★★

※令和4年分の所得税・贈与税の申告・納付期限は3月15日（水）。個人事業者の消費税の申告・納付期限は3月31日（金）です。なお、今年は新型コロナの影響での延長措置はありません。

※1日～7日は春の全国火災予防運動。これを機に防火・防災対策を確認します。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。